沼田町ふるさと納税応援事業者募集要項

１．目　的

沼田町へのふるさと納税の促進と、納税された方へ贈る「感謝特典」を町が町内事業者から購入することで、地域経済の活性化を図る。また、ふるさと納税のインターネットサイトに特産品を掲載することで、その商品のPRを行い、沼田町の魅力を発信する。

２．応募事業者について

下記の要件にすべて適合すること

①本社、または事業所を町内に有する法人や個人事業者

②町税の滞納がないこと

③代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律、及び北海道暴力団の排除の推進に関する条例に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

※ただし、上記の要件に適合しても町が協力事業者として適当でないと認めた場合は参加できないことがあります。

３．応募商品について

下記要項のいずれかを満たすもの。

1. 町内で生産、製造、加工、販売のいずれかが行われているもの。（米は除く）

②沼田町の魅力を発信する商品・サービスであること。

③飲食物の場合は寄付者に到着後、５日程度の消費期限が保障されるもの。

４．価格帯について

お礼の品は、寄付金額の半額相当の商品とし、消費税、送料、梱包料、手数料等すべて含むものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 寄付金額 | 特産品の価格 |
| ５，０００円以上 | ２，０００円相当（税込、送料込） |
| １０，０００円以上 | ５，０００円相当（税込、送料込） |
| ３０，０００円以上 | １５，０００円相当（税込、送料込） |
| ５０，０００円以上 | ２５，０００円相当（税込、送料込） |
| １００，０００円以上 | ５０，０００円相当（税込、送料込） |

５．特産品の発送から支払までについて

商品の発送から到着までの寄付者との調整、また、商品についての問い合わせやクレーム 対応については原則、事業者の責任で行うものとする。なお、発送・到着日時・受け取りの条件については町へ申請しサイトへ記載することができる。

①沼田町に寄付が行われ、特産品が選択される。

②沼田町が事業者へ発注する。

③事業者から寄付者へ特産品を発送する。（発注後１週間以内に発送）

④事業者が月末締めで沼田町へ請求する。

⑤請求後３０日以内に沼田町から事業者へ代金を支払う。

６．申込方法

下記書類に必要事項を記入し、必要書類とともに沼田町総務財政課に提出する。 尚、①②については町のホームページからダウンロードもしくは沼田町総務財政課にて配布する。

①ふるさと納税「お礼の品」提案申込書

②商品の写真(印刷物・データ可)

③事業者概要(任意様式)パンフレット等でも可

７．選考について

提出された商品は選考後、事業者へ報告する。事業者は下記書類を速やかに提出すること。

①町税の納税証明書

②誓約書

③発送する状態に梱包された商品の写真(データ可)

④宿泊等のサービスの場合、概要のわかる書類・パンフレット (寄付者に送付するチケットなど)

８．募集期間

随時募集

※商品によって選考・承認・掲載に時間を要する場合がある。

９．個人情報の保護

協力事業者はこの事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、沼田町個人情報保護条例並びに関係法令を遵守すること。寄附者の個人情報は、特産品の送付以外の目的に使用は不可。ただし、特産品へのパンフレット同封により、改めて寄附者から協力事業者への商品申込等で入手された個人情報は対象外。

１０．届出義務

次のいずれかに該当するときは速やかに沼田町に届けなければならない。

①商品の発送に遅延が生じたとき。

②商品が販売中止または終了になるおそれが生じたとき。

③商品の品質に対するクレームや発送過程で事故が生じたとき。

④商品の申込時の内容が変更になるおそれが生じたとき。

１１．取扱いの中止

次のいずれかに該当するときは取扱いを中止するものとする。

①提案内容に虚偽があったとき。

②事業者及び商品が募集要領に定める要件を満たさなくなったとき。

③その他、申し込み時の内容に変更が生じたとき。

④その他、町、および寄付者に損害を及ぼす行為があったとき。

この要項に定めるもの他、必要な事項は別に定める

以上